



太陽光パネル設置費用の一部を助成します

環境への負荷が少ない新エネルギーの普及促進に寄与することを目的に、市内の新築または既存住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付する事業です。(平成27年度)

設置住宅

市内の新築または既存住宅の屋根などへ設置するもの。

※店舗および事務所などとの併用住宅を含む。建築基準法などの法令に違反していないもの。

対象

次のすべてに該当する方

- ①本市に住所を有する方、または有する予定の方
- ②自らが居住する、または居住しようとする市内の住宅に、新たに同発電システムを設置する方
- ③電力会社と電力需給契約を締結する方
- ④本人・同居の家族が市税などの滞納がない方
- ⑤これまでに補助金の交付を受けたことがない方

補助金額

1キロワットあたり7万円

※上限4キロワット、1補助対象者につき最大28万円

受付期間

4月1日(水)～20日(月)

※抽選は4月24日(金)を予定。

補助対象経費

次の項目に該当する費用

- | | |
|------------|-------------------------|
| ①太陽電池モジュール | ⑦交流側開閉器 |
| ②架台 | ⑧配線・配線器具の購入および据付けに要する費用 |
| ③インバータ | ⑨設置工事に係る費用 |
| ④保護装置 | ⑩余剰電力販売用電力量計 |
| ⑤接続箱 | ⑪発電電力を測定できる機能を有した機器 |
| ⑥直流側開閉器 | |

手順のながれ

- ①**交付申請** 受付期間内に提出してください。
- ②**交付決定** 内容を審査し、予算の範囲内で交付決定します。なお、申請が予算範囲を超えた際は、申請者と事業者が市内である場合を優先します。(抽選の場合あり)
- ③**工事の着手・建売住宅の引渡し** 交付決定後、設置工事の着手および建売住宅については引き渡しを行ってください。
- ④**完了報告** 事業完了後、速やかに報告してください。
- ⑤**確定通知** 内容を審査し、額を確定します。
- ⑥**請求書提出** 確定通知を受けた後、速やかに請求書を提出してください。
- ⑦**補助金交付** 請求後の30日以内に交付します。
- ⑧**定期報告** モニターとして、発電状況などを報告していただきます。

- ・補助対象設備を設置した翌月から2年間
- ・発電量などに係るデータを半年ごとに提出

前期分(4月～9月) → 10月末まで
後期分(10月～3月) → 翌年4月末まで

※①と④の手続きは、手続き代行者に依頼できます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。
トップページ>>暮らしの情報>>住まい・環境・交通>>建築・耐震>>太陽光発電システム設置補助金のご案内

申し込み・問い合わせ 企画課企画調整係(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3312)

4/19(日)
または
4/25(土)

転入者向け 市民見学会 を開催します

※どちらも内容は同じです。

転勤や移住などで名寄市に新しく転入した市民を対象に市民見学会を行います。

市内の公共施設などを見学のほか、昼食には名寄のご当地グルメ「なよる煮込みジンギスカン」を食べるなど、名寄の魅力を知れる1日です。

- 行き 風連庁舎集合9:20
名寄庁舎集合9:50
- 帰り 風連庁舎解散16:00頃
名寄庁舎解散16:20頃
- 定員 各25人
- 参加料 700円

見学時の移動は基本的にバスです。
終了時間は変更の可能性もあります。

申込締切【19日】4月15日(水)【25日】4月22日(水)

申し込み・問い合わせ

企画課広報推進係(名寄庁舎3階)

☎01654③2111

(内線3307)

インターネットでの申し込み→

